

飯山市特別職報酬等審議会委員名簿

(任期 令和3年9月27日から令和5年9月26日まで)

◎ 会長 ○ 職務代理者
(敬称略・五十音順)

いとう ひろゆき
伊東 博幸 (飯山商工会議所 会頭)

おぎわら いくお
荻原 育夫 (ながの農業協同組合 みゆき地区担当理事)

さとう ふさよ
佐藤 房世 (飯山市農村女性団体連絡会 会長)

たかはし まさひろ
高橋 政宏 (一般社団法人みゆき野青年会議所 理事長)

なかはら のりお
中原 則雄 (飯山市区長会協議会 会長)

ひらた ふゆこ
平田 芙悠子 (飯山市若者会議 副会長)

まるやま あけみ
丸山 明美 (飯山市男女共同参画推進委員会 会長)

やまむろ しげたか
山室 茂孝 (飯山市民生児童委員協議会 会長)

特別職報酬等審議会答申の経過等

答申日または特例条例施行期間	主な答申内容等															
平成元年4月28日	県下5万人未満の市（7市）の平均額を基本としたが、答申のあった10市の引上げ率の平均も加味して答申															
平成2年2月17日	県下人口5万人未満の市（7市）の昭和63年度及び平成元年度を平均として答申															
平成3年2月4日	県下人口5万人未満の市（6市）の平均額との意見もあったが、職員の人勧の引上げ率（5.4%）、6市平均の率（4.66%）を比較して職員の人勧の引上げ率を採用して答申															
平成4年1月28日	6市平均は7.10%であるため、議会の議員については職員の人勧の引上げ率（5.7%）を採用し、理事者については平成3年度の6市の平均（5.4%）を採用して答申															
平成5年4月30日	職員の人勧の引上げ率（2.87%）を基本とし、理事者、議員ともに額の微調整をして答申。なお、経済情勢の悪化、審議会が4月にずれ込んだ															
平成7年4月26日	県内他市及び本市の経済状況並びに市民生活の現状等を総合的に検討し、現行の額（据え置き）と答申															
※＜特例条例＞ 平成14年4月1日から 平成16年3月31日まで	<p>長引く経済不況等今般の経済状況に鑑み、「特別職の職員等の給与等特例に関する条例」で市長、助役、収入役及び教育長の給料月額並びに議長、副議長及び議員の期末手当を特例措置により減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特例措置による給料</th> <th>特例措置が無い場合の給料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>737,840円（△8.0%）</td> <td>【802,000円】</td> </tr> <tr> <td>助役</td> <td>630,720円（△4.0%）</td> <td>【657,000円】</td> </tr> <tr> <td>収入役</td> <td>572,300円（△3.0%）</td> <td>【590,000円】</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>547,080円（△3.0%）</td> <td>【564,000円】</td> </tr> </tbody> </table>		特例措置による給料	特例措置が無い場合の給料	市長	737,840円（△8.0%）	【802,000円】	助役	630,720円（△4.0%）	【657,000円】	収入役	572,300円（△3.0%）	【590,000円】	教育長	547,080円（△3.0%）	【564,000円】
	特例措置による給料	特例措置が無い場合の給料														
市長	737,840円（△8.0%）	【802,000円】														
助役	630,720円（△4.0%）	【657,000円】														
収入役	572,300円（△3.0%）	【590,000円】														
教育長	547,080円（△3.0%）	【564,000円】														
※＜特例条例＞ 平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	<p>長引く経済不況等今般の経済状況に鑑み、「特別職の職員等の給与等特例に関する条例」で市長、助役、収入役及び教育長の給料月額並びに議長、副議長及び議員の期末手当を特例措置により減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特例措置による給料</th> <th>特例措置が無い場合の給料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>681,700円（△15.0%）</td> <td>【802,000円】</td> </tr> <tr> <td>助役</td> <td>611,010円（△7.0%）</td> <td>【657,000円】</td> </tr> <tr> <td>収入役</td> <td>560,500円（△5.0%）</td> <td>【590,000円】</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>535,800円（△5.0%）</td> <td>【564,000円】</td> </tr> </tbody> </table>		特例措置による給料	特例措置が無い場合の給料	市長	681,700円（△15.0%）	【802,000円】	助役	611,010円（△7.0%）	【657,000円】	収入役	560,500円（△5.0%）	【590,000円】	教育長	535,800円（△5.0%）	【564,000円】
	特例措置による給料	特例措置が無い場合の給料														
市長	681,700円（△15.0%）	【802,000円】														
助役	611,010円（△7.0%）	【657,000円】														
収入役	560,500円（△5.0%）	【590,000円】														
教育長	535,800円（△5.0%）	【564,000円】														
※＜特例条例＞ 平成17年4月1日から 平成19年3月31日まで	野沢温泉村との合併協議が不調となった結果を踏まえ、当市の自立に向けての財政事情を考慮し、「特別職の職員等の給与等特例に関する条例」で市長、助役、収入役及び教育長の給料月額並びに議															

	<p>長、副議長及び議員の期末手当を特例措置により減額</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>特例措置による給料</th> <th>特例措置が無い場合の給料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>601,500 円 (△25.0%)</td> <td>【802,000 円】</td> </tr> <tr> <td>助役</td> <td>538,740 円 (△18.0%)</td> <td>【657,000 円】</td> </tr> <tr> <td>収入役</td> <td>495,600 円 (△16.0%)</td> <td>【590,000 円】</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>473,760 円 (△16.0%)</td> <td>【564,000 円】</td> </tr> </tbody> </table>		特例措置による給料	特例措置が無い場合の給料	市長	601,500 円 (△25.0%)	【802,000 円】	助役	538,740 円 (△18.0%)	【657,000 円】	収入役	495,600 円 (△16.0%)	【590,000 円】	教育長	473,760 円 (△16.0%)	【564,000 円】
	特例措置による給料	特例措置が無い場合の給料														
市長	601,500 円 (△25.0%)	【802,000 円】														
助役	538,740 円 (△18.0%)	【657,000 円】														
収入役	495,600 円 (△16.0%)	【590,000 円】														
教育長	473,760 円 (△16.0%)	【564,000 円】														
平成 19 年 2 月 1 日	<p>給料、報酬、期末手当、退職手当を収入に換算し検討。県内他市、県内類似町及び近隣町村の状況等並びに職員との給与のバランスと自立計画を考慮して答申</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>714,000 円 (△11.0%)</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>585,000 円 (△11.0%)</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>508,000 円 (△9.9%)</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>328,000 円 (△7.9%)</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>281,000 円 (△5.7%)</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>263,000 円 (△3.7%)</td> </tr> </tbody> </table>	市長	714,000 円 (△11.0%)	副市長	585,000 円 (△11.0%)	教育長	508,000 円 (△9.9%)	議長	328,000 円 (△7.9%)	副議長	281,000 円 (△5.7%)	議員	263,000 円 (△3.7%)			
市長	714,000 円 (△11.0%)															
副市長	585,000 円 (△11.0%)															
教育長	508,000 円 (△9.9%)															
議長	328,000 円 (△7.9%)															
副議長	281,000 円 (△5.7%)															
議員	263,000 円 (△3.7%)															
平成 25 年 12 月 25 日	<p>市長、副市長及び教育長の退職手当の額については、現行の額に据え置くことが適当</p>															

①【市長】																	
市名	現行の報酬額					期末手当			退職手当				年間報酬額 (本則の額)	1期4年 報酬総額 (本則の額)	改定予定 の有無	備考(方向性等)	
	報酬等月額 (条例本則)	適用年月日	減額措置	自主減額 後の額	減額措置の期間	支給率			役職加算	支給額 (年額)	在職月数	支給割合 (%)は月換算					支給額
						6月期	12月期	合計									
飯山市	714,000	H19.4.1			～	1.400月	1.550月	2.950月	40%	2,948,820	48月	45.0%	15,422,400	11,516,820	61,489,680		本年度審議会開催予定
A市	1,097,000	H31.1.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	45%	5,249,145	48月	42.0%	22,115,520	18,413,145	95,768,100	無	
B市	1,027,000	H27.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	45%	4,988,653	48月	40.0%	19,718,400	17,312,653	88,969,010	未定	
C市	996,000	H27.4.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	45%	4,765,860	48月	42.0%	20,079,360	16,717,860	86,950,800		
D市	905,000	H16.4.1	△10%	814,500	R1.9.29 ～ R5.9.28	1.675月	1.675月	3.350月	40%	4,244,450	48月	40.5%	17,593,200	15,104,450	78,011,000	無	
E市	925,000	H19.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	4,338,250	48月	42.5%	18,870,000	15,438,250	80,623,000	無	
F市	901,000	H28.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	4,225,690	48月	42.0%	18,164,160	15,037,690	78,314,920		本年度7月に審議会を開催予定
G市	861,900	R1.8.1	△10%	775,710	R2.8.1 ～ R3.7.31	1.675月	1.675月	3.350月	40%	4,042,311	48月	40.5%	16,755,336	14,385,111	74,295,780	無	来年度以降開催予定
H市	893,000	H19.4.1	△10%	803,700	R2.6.1 ～ R2.12.31	1.650月	1.650月	3.300月	40%	4,125,660	48月	50.0%	21,432,000	14,841,660	80,798,640	無	
I市	928,000	H19.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	4,352,320	48月	40.0%	17,817,600	15,488,320	79,770,880	無	
J市	830,000	H31.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,892,700	48月	42.0%	16,732,800	13,852,700	72,143,600	無	
K市	804,800	H27.4.1	△30%	563,360	R3.1.1 ～ R3.12.31	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,774,512	48月	40.5%	15,645,312	13,432,112	69,373,760	無	選挙公約によりカット中
L市	801,000	H19.10.1	△4%	768,960	H31.1 ～ R4.3.31	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,756,690	48月	40.4%	15,532,992	13,368,690	69,007,752	無	
M市	907,000	H10.4.1	△10%	816,300	R3.4.1 ～ R5.4.29	1.675月	1.675月	3.350月	40%	4,253,830	48月	42.0%	18,285,120	15,137,830	78,836,440		
N市	914,000	H27.1.1			～	1.550月	1.550月	3.100月	40%	3,966,760	48月	50.0%	21,936,000	14,934,760	81,675,040	無	退職手当については、任期の通算が可能
O市	969,000	H17.4.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	40%	4,476,780	48月	42.0%	19,535,040	16,104,780	83,954,160	無	
P市	860,000	H26.7.1	△10%	774,000	R2.12.1 ～ R3.7.31	1.675月	1.675月	3.350月	40%	4,033,400	48月	42.0%	17,337,600	14,353,400	74,751,200	無	
Q市	838,000	H16.4.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	40%	3,871,560	48月	44.0%	17,698,560	13,927,560	73,408,800	無	現任期に係る退職手当は特例減額(20%)
R市	928,000	H22.4.1	△10%	835,200	R2.7.1 ～ R2.7.31	1.675月	1.675月	3.350月	40%	4,352,320	48月	42.5%	18,931,200	15,488,320	80,884,480		
18市平均	910,317									4,261,716			18,565,567	15,185,516	79,307,631		
S町	775,000	H6.1.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,634,750	48月	42.5%	15,810,000	12,934,750	67,549,000		
T村	718,000	H17.4.1	△20%	574,400	R3.4.1 ～ R4.3.31	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,367,420	48月	42.5%	14,647,200	11,983,420	62,580,880		
U村	675,000	H28.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,165,750	48月	42.5%	13,770,000	11,265,750	58,833,000		
V村	606,000	H18.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,842,140	48月	42.5%	12,362,400	10,114,140	52,818,960		

特別職報酬 県下19市及び近隣町村の状況

②【副市長】

市名	現行の報酬額					期末手当			退職手当			年間報酬額 (本則の額)	1期4年 報酬総額 (本則の額)	改定予定 の有無	備考(方向性等)		
	報酬等月額 (条例本則)	適用年月日	減額措置	自主減額 後の額	減額措置の期間	支給率			役職加算	支給額 (年額)	在職月数					支給割合 (%)は月換算	支給額
						6月期	12月期	合計									
飯山市	585,000	H19.4.1			～	1.400月	1.550月	2.950月	40%	2,416,050	48月	30.0%	8,424,000	9,436,050	46,168,200		本年度審議会開催予定
A市	899,000	H31.1.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	45%	4,301,715	48月	29.4%	12,686,688	15,089,715	73,045,548	無	
B市	843,000	H27.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	45%	4,094,873	48月	28.0%	11,329,920	14,210,873	68,173,410	未定	
C市	800,000	H27.4.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	45%	3,828,000	48月	29.4%	11,289,600	13,428,000	65,001,600		
D市	736,000	H16.4.1	△7%	684,480	R1.9.28 ～ R5.9.28	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,451,840	48月	28.4%	10,033,152	12,283,840	59,168,512	無	
E市	760,000	H19.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,564,400	48月	29.75%	10,852,800	12,684,400	61,590,400	無	
F市	746,000	H28.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,498,740	48月	29.4%	10,527,552	12,450,740	60,330,512		本年度7月に審議会を開催予定
G市	713,400	R1.8.1	△5%	677,730	R2.8.1 ～ R3.7.31	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,345,846	48月	28.3%	9,690,826	11,906,646	57,317,410	無	来年度以降開催予定
H市	727,000	H19.4.1	△5%	690,650	R2.6.1 ～ R2.12.31	1.650月	1.650月	3.300月	40%	3,358,740	48月	35.0%	12,213,600	12,082,740	60,544,560	無	
I市	768,000	H19.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,601,920	48月	28.0%	10,321,920	12,817,920	61,593,600	無	
J市	670,000	H31.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,142,300	48月	29.0%	9,326,400	11,182,300	54,055,600	無	
K市	656,200	H27.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,077,578	48月	28.3%	8,913,821	10,951,978	52,721,733	無	
L市	662,000	H19.10.1	△4%	635,520	H31.1 ～ R4.3.31	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,104,780	48月	28.3%	8,992,608	11,048,780	53,187,728	無	
M市	736,000	H10.4.1	△7%	684,480	R3.4.1 ～ R5.4.29	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,451,840	48月	29.4%	10,386,432	12,283,840	59,521,792		
N市	756,000	H27.1.1			～	1.550月	1.550月	3.100月	40%	3,281,040	48月	35.0%	12,700,800	12,353,040	62,112,960	無	退職手当については、任期の通算が可能
O市	788,000	H17.4.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	40%	3,640,560	48月	29.4%	11,120,256	13,096,560	63,506,496	無	
P市	702,000	H26.7.1	△5%	666,900	R2.12.1 ～ R3.7.31	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,292,380	48月	29.4%	9,906,624	11,716,380	56,772,144	無	
Q市	683,000	H16.4.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	40%	3,155,460	48月	26.0%	8,523,840	11,351,460	53,929,680	無	現任期に係る退職手当は特例減額(10%)
R市	768,000	H22.4.1	△5%	729,600	R2.7.1 ～ R2.7.31	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,601,920	48月	25.4%	9,363,456	12,817,920	60,635,136		
18市平均	745,200									3,488,552			10,454,461	12,430,952	60,178,268		
S町	638,000	H6.1.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,992,220	48月	25.4%	7,778,496	10,648,220	50,371,376		
T村	603,000	H17.4.1	△10%	542,700	R3.4.1 ～ R4.3.31	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,828,070	48月	25.4%	7,351,776	10,064,070	47,608,056		
U村	565,000	H28.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,649,850	48月	25.4%	6,888,480	9,429,850	44,607,880		
V村	514,000	H18.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,410,660	48月	25.4%	6,266,688	8,578,660	40,581,328		

特別職報酬 県下19市及び近隣町村の状況

③【教育長】

市名	現行の報酬額					期末手当			退職手当			年間報酬額 (本則の額)	1期3年 報酬総額 (本則の額)	改定予定 の有無	備考(方向性等)		
	報酬等月額 (条例本則)	適用年月日	減額措置	自主減額 後の額	減額措置の期間	支給率			役職加算	支給額 (年額)	在職月数					支給割合 (%)は月換算	支給額
						6月期	12月期	合計									
飯山市	508,000	H19.4.1			～	1.400月	1.550月	2.950月	40%	2,098,040	36月	25.0%	4,572,000	8,194,040	29,154,120		本年度審議会開催予定
A市	736,000	H31.1.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	45%	3,521,760	36月	23.5%	6,226,560	12,353,760	43,287,840	無	
B市	729,000	H27.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	45%	3,541,118	36月	22.4%	5,878,656	12,289,118	42,746,009	未定	
C市	706,000	H27.4.29			～	1.650月	1.650月	3.300月	45%	3,378,210	48月	23.5%	7,963,680	11,850,210	41,523,390		
D市	641,000	H16.4.1	△3%	621,770	R1.9.28 ～ R5.9.28	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,006,290	48月	22.7%	6,984,336	10,698,290	37,333,122	無	
E市	669,000	H28.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,137,610	48月	22.1%	7,096,752	11,165,610	38,819,394	無	
F市	657,100	H28.10.13			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,081,799	48月	23.5%	7,412,088	10,966,999	38,460,063		本年度7月に審議会を開催予定
G市	619,400	H28.8.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,904,986	36月	20.3%	4,526,575	10,337,786	35,539,933	無	来年度以降開催予定
H市	622,000	H19.4.1	△5%	590,900	R2.6.1 ～ R2.12.31	1.650月	1.650月	3.300月	40%	2,873,640	36月	28.0%	6,269,760	10,337,640	37,282,680	無	
I市	662,000	R2.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,104,780	48月	20.0%	6,355,200	11,048,780	37,912,740	無	
J市	576,000	H31.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,701,440	48月	23.0%	6,359,040	9,613,440	33,609,600	無	
K市	588,400	H27.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,759,596	48月	20.3%	5,733,370	9,820,396	33,761,215	無	
L市	570,000	H19.10.1	△4%	547,200	H31.1 ～ R4.3.31	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,673,300	48月	22.6%	6,183,360	9,513,300	33,177,420	無	
M市	662,900	H28.10.1	△3%	643,013	R3.4.1 ～ R5.4.29	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,109,001	48月	23.5%	7,477,512	11,063,801	38,799,537		
N市	631,000	H24.4.1			～	1.550月	1.550月	3.100月	40%	2,738,540	48月	25.0%	7,572,000	10,310,540	36,610,620	無	退職手当については、任期の通算が可能
O市	686,000	H17.4.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	40%	3,169,320	48月	23.5%	7,738,080	11,401,320	40,007,520	無	
P市	609,000	H26.7.1	△5%	578,550	R2.12.1 ～ R3.7.31	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,856,210	48月	21.0%	6,138,720	10,164,210	35,096,670	無	
Q市	595,000	H16.4.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	40%	2,748,900	48月	19.0%	5,426,400	9,888,900	33,736,500	無	現任期に係る退職手当は特例減額(10%)
R市	654,000	H22.4.1	△3%	634,380	R2.7.1 ～ R2.7.31	1.675月	1.675月	3.350月	40%	3,067,260	48月	19.0%	5,964,480	10,915,260	37,219,140		
18市平均	645,211									3,020,764			6,517,032	10,763,298	37,495,744		
S町	559,000	H6.1.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,621,710	36月	19.0%	3,823,560	9,329,710	31,812,690		
T村	528,000	H17.4.1	△10%	475,200	R3.4.1 ～ R4.3.31	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,476,320	36月	19.0%	3,611,520	8,812,320	30,048,480		
U村	502,000	H28.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,354,380	36月	19.0%	3,433,680	8,378,380	28,568,820		
V村	465,000	H18.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,180,850	36月	19.0%	3,180,600	7,760,850	26,463,150		

特別職報酬 県下19市及び近隣町村の状況

④【議長】														
市名	現行の報酬額					期末手当			支給率	支給額 (年額)	年間報酬額 (本則の額)	1期4年 報酬総額 (本則の額)	改定予定 の有無	備考(方向性等)
	報酬等月額 (条例本則)	適用年月日	減額措置	自主減額 後の額	減額措置の期間	支給率								
						6月期	12月期	合計						
飯山市	328,000	H19.4.1			～	1.400月	1.550月	2.950月	40%	1,354,640	5,290,640	21,162,560		本年度審議会開催予定
A市	732,000	R2.1.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	45%	3,502,620	12,286,620	49,146,480	無	
B市	617,000	H27.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	45%	2,997,078	10,401,078	41,604,310	未定	
C市	542,000	H30.4.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	45%	2,593,470	9,097,470	36,389,880		
D市	465,000	H16.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,180,850	7,760,850	31,043,400	無	
E市	499,000	H11.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	45%	2,423,893	8,411,893	33,647,570	無	
F市	456,000	H9.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,138,640	7,610,640	30,442,560		本年度7月に審議会を開催予定
G市	460,700	H28.8.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,160,683	7,689,083	30,756,332	無	来年度以降開催予定
H市	427,000	H19.2.1	△3%	414,190	R2.6.1～R2.12.31	1.650月	1.650月	3.300月	40%	1,972,740	7,096,740	28,386,960	無	
I市	467,000	R2.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,190,230	7,794,230	31,176,920	無	
J市	404,000	H27.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,894,760	6,742,760	26,971,040	無	
K市	376,500	H27.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,765,785	6,283,785	25,135,140	無	
L市	374,000	H19.10.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,754,060	6,242,060	24,968,240	無	
M市	435,000	H10.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,040,150	7,260,150	29,040,600		
N市	488,000	H27.4.30			～	1.550月	1.550月	3.100月	40%	2,117,920	7,973,920	31,895,680		
O市	461,000	H17.4.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	40%	2,129,820	7,661,820	30,647,280	有	改定時期は未定
P市	445,000	H26.7.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,087,050	7,427,050	29,708,200	無	
Q市	396,000	H28.11.21			～	1.650月	1.650月	3.300月	40%	1,829,520	6,581,520	26,326,080	無	
R市	459,000	H17.10.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	2,152,710	7,660,710	30,642,840		
18市平均	472,456									2,218,443	7,887,910	31,551,640		
S町	282,000				～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,322,580	4,706,580	18,826,320		
T村	257,000				～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,205,330	4,289,330	17,157,320		
U村	257,000				～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,205,330	4,289,330	17,157,320		
V村	221,000				～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,036,490	3,688,490	14,753,960		

特別職報酬 県下19市及び近隣町村の状況

⑤【副議長】														
市名	現行の報酬額					期末手当				年間報酬額 (本則の額)	1期4年 報酬総額 (本則の額)	改定予定 の有無	備考(方向性等)	
	報酬等月額 (条例本則)	適用年月日	減額措置	自主減額 後の額	減額措置の期間	支給率			役職加算					支給額 (年額)
						6月期	12月期	合計						
飯山市	281,000	H19.4.1			～	1.400月	1.550月	2.950月	40%	1,160,530	4,532,530	18,130,120		本年度審議会開催予定
A市	654,000	R2.1.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	45%	3,129,390	10,977,390	43,909,560	無	
B市	554,000	H27.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	45%	2,691,055	9,339,055	37,356,220	未定	
C市	475,000	H30.4.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	45%	2,272,875	7,972,875	31,891,500		
D市	396,000	H16.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,857,240	6,609,240	26,436,960	無	
E市	436,000	H11.4.1	△3%	422,920	R2.7.1 ～ R2.12.31	1.675月	1.675月	3.350月	45%	2,118,123	7,350,123	29,400,492	無	
F市	388,000	H9.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,819,937	6,475,937	25,903,749		本年度7月に審議会を開催予定
G市	391,000	H28.8.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,834,009	6,526,009	26,104,036	無	来年度以降開催予定
H市	354,000	H19.2.1	△3%	343,380	R2.6.1 ～ R2.12.31	1.650月	1.650月	3.300月	40%	1,635,480	5,883,480	23,533,920	無	
I市	391,000	R2.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,833,790	6,525,790	26,103,160	無	
J市	338,000	H27.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,585,220	5,641,220	22,564,880	無	
K市	318,700	H27.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,494,703	5,319,103	21,276,412	無	
L市	313,000	H19.10.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,467,970	5,223,970	20,895,880	無	
M市	364,000	H10.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,707,160	6,075,160	24,300,640		
N市	425,000	H27.4.30			～	1.550月	1.550月	3.100月	40%	1,844,500	6,944,500	27,778,000		
O市	383,000	H17.4.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	40%	1,769,460	6,365,460	25,461,840	有	改定時期は未定
P市	370,000	H26.7.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,735,300	6,175,300	24,701,200	無	
Q市	331,000	H28.11.21			～	1.650月	1.650月	3.300月	40%	1,529,220	5,501,220	22,004,880	無	
R市	383,000	H17.10.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,796,270	6,392,270	25,569,080		
18市平均	403,594									1,895,650	6,738,783	26,955,134		
S町	213,000				～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	998,970	3,554,970	14,219,880		
T村	180,000				～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	844,200	3,004,200	12,016,800		
U村	180,000				～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	844,200	3,004,200	12,016,800		
V村	146,000				～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	684,740	2,436,740	9,746,960		

特別職報酬 県下19市及び近隣町村の状況

⑥【議員】														
市名	現行の報酬額					期末手当			年間報酬額 (本則の額)	1期4年 報酬総額 (本則の額)	改定予定 の有無	備考(方向性等)		
	報酬等月額 (条例本則)	適用年月日	減額措置	自主減額 後の額	減額措置の期間	支給率							支給額 (年額)	
						6月期	12月期	合計						
飯山市	263,000	H19.4.1			～	1.400月	1.550月	2.950月	40%	1,086,190	4,242,190	16,968,760		本年度審議会開催予定
A市	606,000	R2.1.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	45%	2,899,710	10,171,710	40,686,840	無	
B市	497,000	H27.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	45%	2,414,178	8,378,178	33,512,710	未定	
C市	443,000	H30.4.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	45%	2,119,755	7,435,755	29,743,020		
D市	353,000	H16.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,655,570	5,891,570	23,566,280	無	
E市	407,000	H11.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	45%	1,977,003	6,861,003	27,444,010	無	
F市	349,000	H9.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,636,810	5,824,810	23,299,240		本年度7月に審議会を開催予定
G市	358,700	H28.8.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,682,303	5,986,703	23,946,812	無	来年度以降開催予定
H市	333,000	H19.2.1	△3%	323,010	R2.6.1～R2.12.31	1.650月	1.650月	3.300月	40%	1,538,460	5,534,460	22,137,840	無	
I市	368,000	R2.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,725,920	6,141,920	24,567,680	無	
J市	313,000	H27.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,467,970	5,223,970	20,895,880	無	
K市	296,300	H27.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,389,647	4,945,247	19,780,988	無	
L市	296,000	H19.10.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,388,240	4,940,240	19,760,960	無	
M市	332,000	H10.4.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,557,080	5,541,080	22,164,320		
N市	402,000	H27.4.30			～	1.550月	1.550月	3.100月	40%	1,744,680	6,568,680	26,274,720		
O市	349,000	H17.4.1			～	1.650月	1.650月	3.300月	40%	1,612,380	5,800,380	23,201,520	有	改定時期は未定
P市	345,000	H26.7.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,618,050	5,758,050	23,032,200	無	
Q市	304,000	H28.11.21			～	1.650月	1.650月	3.300月	40%	1,404,480	5,052,480	20,209,920	無	
R市	360,000	H17.10.1			～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	1,688,400	6,008,400	24,033,600		
18市平均	372,889									1,751,146	6,225,813	24,903,252		
S町	192,000				～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	900,480	3,204,480	12,817,920		
T村	155,000				～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	726,950	2,586,950	10,347,800		
U村	155,000				～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	726,950	2,586,950	10,347,800		
V村	129,000				～	1.675月	1.675月	3.350月	40%	605,010	2,153,010	8,612,040		

特別職報酬 類似団体の状況

資料NO. 4

市名	人口 (R3.1.1現在)	議員 定数	定数条例等 の適用年月 日	特別職報酬等 審議会の開催状況	
				開催予定	直近の開催年月
飯山市	20,332	16	H22.11.1	R3年度予定あり	H25年12月
ア市	20,504	14	H22.6.25	無し	H18年2月
イ市	21,317	16	H25.12.20	無し	H17年11月
ウ市	18,134	15	次回選挙時から適用 (R4.3月予定)	無し	R2年12月
エ市	20,085	14	R1.6.9	無し	H31年1月
オ市	21,071	18	H15.1.1	無し	H16年1月
カ市	16,817	15	H30.12.13	無し	H30年10月
キ市	18,036	14	H23.3.10	無し	H24年1月
ク市	17,397	14	H30.6.24	無し	H8年10月
ケ市	22,757	14	H15.1.1	無し	H8年11月
コ市	22,356	18	H25.3.18	無し	H28年1月
サ市	23,375	16	R3.9.26	無し	H29年2月
シ市	16,869	14	H22.9.10	無し	H28年11月(理事者) H22年1月(議員)
ス市	21,088	15	H30.11.4	R3年度予定あり	H16年2月
セ市	19,895	14	H23.4.17	無し	R1年11月
ソ市	22,137	16	H21.10.21	無し	H16年5月
タ市	20,855	16	H28.3.25	無し	
チ市	17,722	13	H9.1.1	無し	H23年1月
ツ市	18,815	14	R3.9.1	無し	H15年1月
テ市	20,479	14	H27.1.27	無し	令和3年2月
ト市	19,842	15	H30.1.1	無し	R2年2月

調査基準日は令和3年4月1日

類似団体(179市町村)のうち、人口が16,000~24,000人(飯山市±4,000人程度)の20市を抽出

※人口は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口

特別職報酬 類似団体の状況

①【市長】

市名	現行の報酬額					期末手当			退職手当	年間報酬額 (本則の額)	1期4年 報酬総額 (本則の額)	改定予定 の有無	備考(方向性等)				
	報酬等月額 (条例本則)	適用年月日	減額措置	自主減額 後の額	減額措置の期間	支給率								支給額 (年額)			
						6月期	12月期	合計									
飯山市	714,000	H19.4.1				1.400月	1.550月	2.950月	40%	2,948,820	48月	45.0%	15,422,400	11,516,820	61,489,680	有	本年度審議会開催予定
ア市	815,000	H18.4.1	あり	652,000	R1.7.3 ~ R5.7.2	2.225月	2.225月	4.450月	15%	4,170,763	48月	18.64月 (38.83%)	15,191,600	13,950,763	70,994,650	無	
イ市	850,000	H18.1.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	4,349,875	48月	500% (41.66%)	17,000,000	14,549,875	75,199,500	無	
ウ市	836,000	H17.9.1	あり	670,000	R3.4.1 ~ R6.3.31	2.225月	2.225月	4.450月	なし	3,720,200	48月	20.504月 (42.72%)	17,141,344	13,752,200	72,150,144	無	
エ市	832,000	H16.4.1				2.225月	2.225月	4.450月	5%	3,702,400	48月	466% (38.83%)	15,508,480	13,686,400	70,254,080	無	
オ市	812,000	H16.4.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	4,155,410	48月	46.6%	18,162,816	13,899,410	73,760,456	無	
カ市	800,000	H5.1.1	あり	640,000	R3.4.1 ~ R5.7.30	2.200月	2.200月	4.400月	15%	4,048,000	48月	35.0%	10,752,000	13,648,000	65,344,000	無	
キ市	890,000	H15.4.1				1.700月	1.850月	3.550月	20%	3,791,400	48月	450% (37.5%)	16,020,000	14,471,400	73,905,600	無	
ク市	900,000	H9.1.1	あり	720,000	H31.4.1 ~ R4.3.31	1.675月	1.675月	3.350月	15%	3,467,250	48月	53.0%	18,316,800	14,267,250	75,385,800	無	
ケ市	780,000	H16.7.1	あり	700,000	R2.8.1 ~ R6.6.10	2.200月	2.200月	4.400月	15%	3,946,800	48月	50.0%	18,720,000	13,306,800	71,947,200	無	
コ市	820,000	H28.4.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	4,196,350	48月	500% (41.66%)	16,400,000	14,036,350	72,545,400	無	
サ市	780,000	H20.3.21	あり	624,000	R2.8.1 ~ R6.4.26	1.275月	1.275月	2.550月	20%	2,386,800	48月	50.0%	18,720,000	11,746,800	65,707,200	無	
シ市	731,000	H23.4.1				1.575月	1.575月	3.150月	15%	2,648,048	48月	425% (35.42%)	12,427,000	11,420,048	58,107,190	無	
ス市	738,000	H16.4.1				1.550月	1.550月	3.100月	なし	2,287,800	48月	415% (34.58%)	12,250,800	11,143,800	56,826,000	有	本年度審議会開催予定
セ市	734,000	H24.4.1				1.525月	1.525月	3.050月	15%	2,574,505	48月	410% (34.16%)	12,037,600	11,382,505	57,567,620	無	
ソ市	800,000	H18.1.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	3,082,000	48月	600% (50.0%)	19,200,000	12,682,000	69,928,000	無	
タ市	814,000	H17.4.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	3,135,935	48月	483.5% (40.29%)	15,742,760	12,903,935	67,358,500	無	
チ市	741,000	H24.4.1				1.675月	1.675月	3.350月	10%	2,730,585	48月	50.0%	17,784,000	11,622,585	64,274,340	無	
ツ市	772,000	H26.1.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	2,974,130	48月	50.0%	18,528,000	12,238,130	67,480,520	無	
テ市	751,000	H16.4.1	あり	713,450	H30.4.1 ~ R4.1.25	1.650月	1.650月	3.300月	15%	2,850,045	48月	41.7%	15,020,000	11,862,045	62,468,180	無	
ト市	800,000	H8.4.1				1.700月	1.650月	3.350月	12%	3,001,600	48月	480% (40.0%)	15,360,000	12,601,600	65,766,400	無	
類似団体 平均	799,800									3,360,995			16,014,160	12,958,595	67,848,539		

特別職報酬 類似団体の状況

②【副市長】

市名	現行の報酬額					期末手当			退職手当				年間報酬額 (本則の額)	1期4年 報酬総額 (本則の額)	改定予定 の有無	備考(方向性等)	
	報酬等月額 (条例本則)	適用年月日	減額措置	自主減額 後の額	減額措置の期間	支給率			役職加算	支給額 (年額)	在職月数	支給割合 (%)は月換算					支給額
						6月期	12月期	合計									
飯山市	585,000	H19.4.1				1.400月	1.550月	2.950月	40%	2,416,050	48月	30.0%	8,424,000	9,436,050	46,168,200	有	本年度審議会開催予定
ア市	655,000	H18.4.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	3,351,963	48月	11.76月 (24.5%)	7,702,800	11,211,963	52,550,650	無	
イ市	678,000	H18.1.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	3,469,665	48月	400% (33.33%)	10,848,000	11,605,665	57,270,660	無	
ウ市	680,000	R3.4.1	あり	580,000	R3.4.1 ~ R6.3.31	2.225月	2.225月	4.450月	なし	3,026,000	48月	12.936月 (26.95%)	8,796,480	11,186,000	53,540,480	無	
エ市	684,000	H16.4.1				2.225月	2.225月	4.450月	5%	3,195,990	48月	29.4% (24.5%)	8,043,840	11,403,990	53,659,800	無	
オ市	663,000	H16.4.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	3,392,903	48月	29.4%	9,356,256	11,348,903	54,751,866	無	
カ市	650,000	H5.1.1				2.200月	2.200月	4.400月	15%	3,289,000	48月	25.0%	7,800,000	11,089,000	52,156,000	無	
キ市	688,000	H15.4.1				1.700月	1.850月	3.550月	20%	2,930,880	48月	280% (23.33%)	7,705,600	11,186,880	52,453,120	無	
ク市	730,000	H3.4.1	あり	584,000	H31.4.1 ~ R4.3.31	1.675月	1.675月	3.350月	15%	2,812,325	48月	31.5%	8,830,080	11,572,325	55,119,380	無	
ケ市	680,000	H16.7.1				2.200月	2.200月	4.400月	15%	3,440,800	48月	30.0%	9,792,000	11,600,800	56,195,200	無	令和3年3月31日に退職後副市長の任用なし
コ市	700,000	H28.4.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	3,582,250	48月	300% (25.0%)	8,400,000	11,982,250	56,329,000	無	
サ市	624,000	H20.3.21				1.275月	1.275月	2.550月	20%	1,909,440	48月	30.0%	8,985,600	9,397,440	46,575,360	無	
シ市	622,000	H23.4.1				1.575月	1.575月	3.150月	15%	2,253,195	48月	42.5% (25.5%)	7,613,280	9,717,195	46,482,060	無	
ス市	651,000	H16.4.1				1.550月	1.550月	3.100月	なし	2,018,100	48月	300% (25.0%)	7,812,000	9,830,100	47,132,400	有	本年度審議会開催予定
セ市	628,000	H24.4.1				1.525月	1.525月	3.050月	15%	2,202,710	48月	27.5% (22.92%)	6,808,000	9,738,710	45,762,840	無	
ソ市	656,000	H18.1.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	2,527,240	48月	360% (30.0%)	9,446,400	10,399,240	51,043,360	無	
タ市	653,000	H17.4.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	2,515,683	48月	280.4% (23.37%)	7,324,048	10,351,683	48,730,778	無	
チ市	594,000	H24.4.1				1.675月	1.675月	3.350月	10%	2,188,890	48月	30.0%	8,553,600	9,316,890	45,821,160	無	
ツ市	616,000	H26.1.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	2,373,140	48月	35.0%	10,348,800	9,765,140	49,409,360	無	
テ市	590,000	H16.4.1	あり	566,400	H30.4.1 ~ R4.1.25	1.650月	1.650月	3.300月	15%	2,239,050	48月	23.3%	6,608,000	9,319,050	43,884,200	無	
ト市	634,000	H11.4.1				1.700月	1.650月	3.350月	12%	2,378,768	48月	400% (33.33%)	9,129,600	9,986,768	49,076,672	無	
類似団体 平均	653,800									2,754,900			8,495,219	10,600,500	50,897,217		

特別職報酬 類似団体の状況

③【教育長】

市名	現行の報酬額					期末手当			退職手当				年間報酬額 (本則の額)	1期3年 報酬総額 (本則の額)	改定予定 の有無	備考(方向性等)	
	報酬等月額 (条例本則)	適用年月日	減額措置	自主減額 後の額	減額措置の期間	支給率			役職加算	支給額 (年額)	在職月数	支給割合 (%)は月換算					支給額
						6月期	12月期	合計									
飯山市	508,000	H19.4.1				1.400月	1.550月	2.950月	40%	2,098,040	36月	25.0%	4,572,000	8,194,040	29,154,120	有	本年度審議会開催予定
ア市	578,000	H18.4.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	2,957,915	48月	10.32月 (21.5%)	5,964,960	9,893,915	34,155,465	無	
イ市	570,000	H18.1.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	2,916,975	48月	280% (23.33%)	6,384,000	9,756,975	34,058,925	無	
ウ市	589,000	H17.9.1	あり	534,000	R3.4.1 ~ R6.3.31	2.225月	2.225月	4.450月	なし	2,621,050	36月	8.514月 (23.65%)	5,014,746	9,689,050	32,828,210	無	
エ市	606,000	H16.4.1				2.225月	2.225月	4.450月	5%	2,696,700	36月	258% (21.5%)	4,690,440	9,968,700	34,596,540	無	
オ市	576,000	H16.4.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	2,947,680	36月	25.8%	5,349,888	9,859,680	34,928,928	無	
カ市	610,000	H5.1.1				2.200月	2.200月	4.400月	15%	3,086,600	48月	20.0%	5,856,000	10,406,600	35,611,800	無	
キ市	615,000	H15.4.1				1.700月	1.850月	3.550月	20%	2,619,900	48月	250% (20.83%)	6,150,000	9,999,900	34,612,200	無	
ク市	660,000	H9.1.1	あり	528,000	H31.4.1 ~ R4.3.31	1.675月	1.675月	3.350月	15%	2,542,650	48月	27.0%	6,842,880	10,462,650	36,520,110	無	
ケ市	600,000	H16.7.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	3,070,500	36月	25.0%	5,400,000	10,270,500	36,211,500	無	
コ市	620,000	H28.4.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	3,172,850	36月	250% (20.83%)	4,650,000	10,612,850	36,488,550	無	
サ市	546,000	H20.3.21				1.275月	1.275月	2.550月	20%	1,670,760	36月	20.0%	3,931,200	8,222,760	28,599,480	無	
シ市	570,000	H23.4.1				1.575月	1.575月	3.150月	15%	2,064,825	48月	425% (19.125%)	3,924,450	8,904,825	29,657,813	無	
ス市	604,000	H16.4.1				1.550月	1.550月	3.100月	なし	1,872,400	36月	225% (18.75%)	4,077,000	9,120,400	31,438,200	有	本年度審議会開催予定
セ市	581,000	H24.4.1				1.525月	1.525月	3.050月	15%	2,037,858	36月	210% (17.5%)	3,660,300	9,009,858	30,689,873	無	
ソ市	584,000	H18.1.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	2,249,860	48月	250% (20.83%)	5,840,000	9,257,860	32,153,580	無	
タ市	585,000	H17.4.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	2,253,713	36月	236.9% (19.74%)	4,157,595	9,273,713	31,978,733	無	
チ市	520,000	H30.4.1				1.675月	1.675月	3.350月	10%	1,916,200	36月	18.0%	3,369,600	8,156,200	27,838,200	無	
ツ市	557,000	H26.1.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	2,145,843	36月	25.0%	5,013,000	8,829,843	31,502,528	無	
テ市	558,000	H16.4.1	あり	535,680	H30.4.1 ~ R4.1.25	1.650月	1.650月	3.300月	15%	2,117,610	48月	20.8%	5,580,000	8,813,610	30,625,830	無	
ト市	587,000	H11.4.1				1.700月	1.650月	3.350月	12%	2,202,424	36月	360% (30.0%)	6,339,600	9,246,424	34,078,872	無	
類似団体 平均	585,800									2,458,216			5,109,783	9,487,816	32,928,767		

特別職報酬 類似団体の状況

④【議長】														
市名	現行の報酬額					期末手当				年間報酬額 (本則の額)	1期4年 報酬総額 (本則の額)	改定予定 の有無	備考(方向性等)	
	報酬等月額 (条例本則)	適用年月日	減額措置	自主減額 後の額	減額措置の期間	6月期	12月期	合計	役職加算					支給額 (年額)
飯山市	328,000	H19.4.1				1.400月	1.550月	2.950月	40%	1,354,640	5,290,640	21,162,560	有	本年度審議会開催予定
ア市	409,000	H6.4.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	2,093,058	7,001,058	28,004,230	無	
イ市	440,000	H6.12.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	2,251,700	7,531,700	30,126,800	無	
ウ市	380,000	H17.9.1	あり	361,000	R3.4.1 ~ R6.3.31	2.225月	2.225月	4.450月	なし	1,691,000	6,251,000	25,004,000	無	
エ市	400,000	R1.6.18				2.225月	2.225月	4.450月	5%	1,780,000	6,580,000	26,320,000	無	
オ市	382,000	H9.6.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	1,954,885	6,538,885	26,155,540	無	
カ市	333,000	H23.4.1				2.200月	2.200月	4.400月	15%	1,684,980	5,680,980	22,723,920	無	
キ市	443,000	H24.4.1				1.550月	1.700月	3.250月	20%	1,727,700	7,043,700	28,174,800	無	
ク市	430,000	H9.1.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	1,656,575	6,816,575	27,266,300	無	
ケ市	460,000	H9.4.1	あり	427,800	R2.8.1 ~ R4.12.31	2.225月	2.225月	4.450月	15%	2,354,050	7,874,050	31,496,200	無	
コ市	410,000	H26.4.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	2,098,175	7,018,175	28,072,700	無	
サ市	400,000	H20.3.21				1.675月	1.675月	3.350月	20%	1,608,000	6,408,000	25,632,000	無	
シ市	385,000	H9.4.1				1.575月	1.575月	3.150月	15%	1,394,663	6,014,663	24,058,650	無	
ス市	356,000	H16.4.1				1.550月	1.550月	3.100月	なし	1,103,600	5,375,600	21,502,400	有	本年度審議会開催予定
セ市	405,000	H18.4.1	あり	389,000	R2.5.1 ~ R3.4.30	1.525月	1.525月	3.050月	15%	1,420,538	6,280,538	25,122,150	無	
ソ市	413,000	H18.1.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	1,591,083	6,547,083	26,188,330	無	
タ市	402,000	H17.4.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	1,548,705	6,372,705	25,490,820	無	
チ市	365,000	H9.1.1				1.675月	1.675月	3.350月	10%	1,345,025	5,725,025	22,900,100	無	
ツ市	357,000	H15.4.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	1,375,343	5,659,343	22,637,370	無	
テ市	370,000	H16.4.1				1.625月	1.625月	3.250月	15%	1,382,875	5,822,875	23,291,500	無	
ト市	371,000	H23.3.1				1.700月	1.650月	3.350月	15%	1,429,278	5,881,278	23,525,110	無	
類似団体 平均	395,550									1,674,562	6,421,162	25,684,646		

特別職報酬 類似団体の状況

⑤【副議長】														
市名	現行の報酬額					期末手当				年間報酬額 (本則の額)	1期4年 報酬総額 (本則の額)	改定予定 の有無	備考(方向性等)	
	報酬等月額 (条例本則)	適用年月日	減額措置	自主減額 後の額	減額措置の期間	支給率			役職加算					支給額 (年額)
						6月期	12月期	合計						
飯山市	281,000	H19.4.1				1.400月	1.550月	2.950月	40%	1,160,530	4,532,530	18,130,120	有	本年度審議会開催予定
ア市	351,000	H6.4.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	1,796,243	6,008,243	24,032,970	無	
イ市	400,000	H6.12.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	2,047,000	6,847,000	27,388,000	無	
ウ市	334,000	H17.9.1	あり	317,000	R3.4.1 ~ R6.3.31	2.225月	2.225月	4.450月	なし	1,486,300	5,494,300	21,977,200	無	
エ市	350,000	R1.6.18				2.225月	2.225月	4.450月	5%	1,557,500	5,757,500	23,030,000	無	
オ市	337,000	H9.6.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	1,724,598	5,768,598	23,074,390	無	
カ市	306,000	H23.4.1				2.200月	2.200月	4.400月	15%	1,548,360	5,220,360	20,881,440	無	
キ市	375,000	H24.4.1				1.550月	1.700月	3.250月	20%	1,462,500	5,962,500	23,850,000	無	
ク市	370,000	H9.1.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	1,425,425	5,865,425	23,461,700	無	
ケ市	410,000	H9.4.1	あり	381,300	R2.8.1 ~ R4.12.31	2.225月	2.225月	4.450月	15%	2,098,175	7,018,175	28,072,700	無	
コ市	355,000	H26.4.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	1,816,713	6,076,713	24,306,850	無	
サ市	340,000	H20.3.21				1.675月	1.675月	3.350月	20%	1,366,800	5,446,800	21,787,200	無	
シ市	335,000	H9.4.1				1.575月	1.575月	3.150月	15%	1,213,538	5,233,538	20,934,150	無	
ス市	304,000	H16.4.1				1.550月	1.550月	3.100月	なし	942,400	4,590,400	18,361,600	有	本年度審議会開催予定
セ市	340,000	H18.4.1	あり	324,000	R2.5.1 ~ R3.4.30	1.525月	1.525月	3.050月	15%	1,192,550	5,272,550	21,090,200	無	
ソ市	340,000	H18.1.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	1,309,850	5,389,850	21,559,400	無	
タ市	362,000	H17.4.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	1,394,605	5,738,605	22,954,420	無	
チ市	322,000	H9.1.1				1.675月	1.675月	3.350月	10%	1,186,570	5,050,570	20,202,280	無	
ツ市	315,000	H15.4.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	1,213,538	4,993,538	19,974,150	無	
テ市	292,000	H16.4.1				1.625月	1.625月	3.250月	15%	1,091,350	4,595,350	18,381,400	無	
ト市	290,000	H23.3.1				1.700月	1.650月	3.350月	15%	1,117,225	4,597,225	18,388,900	無	
類似団体 平均	341,400									1,449,562	5,546,362	22,185,448		

特別職報酬 類似団体の状況

⑥【議員】														
市名	現行の報酬額					期末手当				年間報酬額 (本則の額)	1期4年 報酬総額 (本則の額)	改定予定 の有無	備考(方向性等)	
	報酬等月額 (条例本則)	適用年月日	減額措置	自主減額 後の額	減額措置の期間	支給率			役職加算					支給額 (年額)
						6月期	12月期	合計						
飯山市	263,000	H19.4.1				1.400月	1.550月	2.950月	40%	1,086,190	4,242,190	16,968,760	有	本年度審議会開催予定
ア市	323,000	H6.4.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	1,652,953	5,528,953	22,115,810	無	
イ市	360,000	H6.12.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	1,842,300	6,162,300	24,649,200	無	
ウ市	310,000	H17.9.1	あり	295,000	R3.4.1 ~ R6.3.31	2.225月	2.225月	4.450月	なし	1,379,500	5,099,500	20,398,000	無	
エ市	325,000	R1.6.18				2.225月	2.225月	4.450月	5%	1,446,250	5,346,250	21,385,000	無	
オ市	310,000	H9.6.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	1,586,425	5,306,425	21,225,700	無	
カ市	288,000	H23.4.1				2.200月	2.200月	4.400月	15%	1,457,280	4,913,280	19,653,120	無	
キ市	335,000	H24.4.1				1.550月	1.700月	3.250月	20%	1,306,500	5,326,500	21,306,000	無	
ク市	350,000	H9.1.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	1,348,375	5,548,375	22,193,500	無	
ケ市	390,000	H9.4.1	あり	362,700	R2.8.1 ~ R4.12.31	2.225月	2.225月	4.450月	15%	1,995,825	6,675,825	26,703,300	無	
コ市	325,000	H26.4.1				2.225月	2.225月	4.450月	15%	1,663,188	5,563,188	22,252,750	無	
サ市	300,000	H20.3.21				1.675月	1.675月	3.350月	20%	1,206,000	4,806,000	19,224,000	無	
シ市	315,000	H9.4.1				1.575月	1.575月	3.150月	15%	1,141,088	4,921,088	19,684,350	無	
ス市	285,000	H16.4.1				1.550月	1.550月	3.100月	なし	883,500	4,303,500	17,214,000	有	本年度審議会開催予定
セ市	315,000	H18.4.1	あり	299,000	R2.5.1 ~ R3.4.30	1.525月	1.525月	3.050月	15%	1,104,863	4,884,863	19,539,450	無	
ソ市	322,000	H18.1.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	1,240,505	5,104,505	20,418,020	無	
タ市	340,000	H17.4.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	1,309,850	5,389,850	21,559,400	無	
チ市	310,000	H9.1.1				1.675月	1.675月	3.350月	10%	1,142,350	4,862,350	19,449,400	無	
ツ市	304,000	H15.4.1				1.675月	1.675月	3.350月	15%	1,171,160	4,819,160	19,276,640	無	
テ市	275,000	H16.4.1				1.625月	1.625月	3.250月	15%	1,027,813	4,327,813	17,311,250	無	
ト市	263,000	H23.3.1				1.700月	1.650月	3.350月	15%	1,013,208	4,169,208	16,676,830	無	
類似団体 平均	317,250									1,345,947	5,152,947	20,611,786		

給与勧告の実施状況（平成19年～）

資料NO. 5

	人事院勧告の推移			平成19年を基準とした場合の推移		
	月例給	期末勤勉		月額300,000円の場合		月額714,000円
	勧告率	年間支給月数	前年比	月例給	年間給与	(市長給料)の場合
平成19年	0.35%	4.5月	0.05月	301,050	4,967,325	716,499
平成20年	0.00%	4.5月	0月	301,050	4,967,325	716,499
平成21年	-0.22%	4.15月	-0.35月	300,388	4,851,261	714,923
平成22年	-0.19%	3.95月	-0.2月	299,817	4,782,080	713,564
平成23年	-0.23%	3.95月	0月	299,127	4,771,082	711,923
平成24年	0.00%	3.95月	0月	299,127	4,771,082	711,923
平成25年	0.00%	3.95月	0月	299,127	4,771,082	711,923
平成26年	0.27%	4.1月	0.15月	299,935	4,828,954	713,845
平成27年	0.36%	4.2月	0.1月	301,015	4,876,440	716,415
平成28年	0.17%	4.3月	0.1月	301,527	4,914,882	717,633
平成29年	0.15%	4.4月	0.1月	301,979	4,952,452	718,710
平成30年	0.16%	4.45月	0.05月	302,462	4,975,499	719,859
令和元年	0.09%	4.5月	0.05月	302,734	4,995,114	720,507
令和2年	0.00%	4.45月	-0.05月	302,734	4,979,977	720,507
令和3年	0.00%	4.3月	-0.15月	302,734	4,934,567	720,507

特別職報酬等審議会日程(案)

第1回 令和3年9月27日(月)

- ・委員の委嘱
- ・これまでの特別職報酬等審議会の経過について
- ・県下19市並びに近隣町村の状況について
- ・類似団体の状況について

第2回 令和3年10月下旬

- ・改定案の説明

第3回 令和3年11月下旬

- ・改定案の審議とまとめ

第4回 令和3年12月下旬

- ・答申

パブリックコメント

令和3年12月下旬から令和4年1月末

飯山市特別職報酬等審議会条例（抄）

（昭和39年飯山市条例第60号）

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、特別職の報酬等の額について審議するため、飯山市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬及び期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の給料、期末手当及び退職手当の額に関する条例の議案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

（委員）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、飯山市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第6条 削除

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（抄）

（昭和29年飯山市条例第6号）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定により、常勤の特別職の職員（以下「常勤の職員」という。）の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 常勤の職員に支給する給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、期末手当、寒冷地手当及び通勤手当とする。

（給料）

第3条 常勤の職員の給料の月額、別表に掲げるとおりとする。

（期末手当）

第4条 常勤の職員で6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に退職（任期満了、失職等を含む。）し、又は死亡（第3項において「退職等」という。）したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 前項に規定する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (3) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては退職等の日現在）において受けるべき給料の月額及び当該給料の月額に100分の40を乗じて得た額との合計額とする。

4 期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。

（寒冷地手当及び通勤手当）

第5条 常勤の職員の寒冷地手当及び通勤手当の支給額は、一般職の職員の給与に関する条例（昭

和29年飯山市条例第5号。以下「一般職給与条例」という。)の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。

(支給の方法等)

第6条 常勤の職員の給料、寒冷地手当及び通勤手当の支給条件、支給方法及び支給期間については、一般職の職員の給与の例による。ただし、一般職給与条例第32条の規定の例にはよらないものとする。

(重複給与の調整)

第7条 常勤の職員及び一般職の常勤を要する職員が特別職の職員の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与の月額が常勤の職員または一般職の職員として受ける給料の月額を超えるときは、その差額をその兼ねる特別職の職員として所属する機関から支給する。

(別表) (第3条関係)

職名	給料月額
市長	714,000円
副市長	585,000円
教育長	508,000円

特別職の職員の退職手当に関する条例（抄）

（昭和45年飯山市条例第8号）

（目的）

第1条 この条例は、特別職の職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において「特別職の職員」とは、市長、副市長及び教育長をいう。

（退職手当の支給）

第3条 特別職の職員が退職又は死亡した場合には、その者（その者が死亡による退職の場合にあつては、その遺族）に退職手当を支給する。

2 前項の退職手当は、支給すべき理由が生じたその都度支給する。

3 第1項に規定する遺族の範囲及び順位については、一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和29年飯山市条例第9号）第2条の2の規定を準用する。

（退職手当の額）

第4条 退職手当の額は、特別職の職員の退職又は死亡した日の属する月の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長として在職した期間 1月につき 100分の45

(2) 副市長として在職した期間 1月につき 100分の30

(3) 教育長として在職した期間 1月につき 100分の25

2 前項の勤続期間の計算は、当該特別職の職員となった日から起算してこれに相当する日の前日までを1月として行い、1月に満たない端数を生じたときはこれを切り捨てる。

（退職手当の特例）

第5条 特別職の職員が公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による死亡若しくは傷病によつて退職した場合又は特別の事情により議会が議決した場合の退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定によつて計算して得た額に、その5割以内に相当する額を加算した額とする。

飯山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抄）

（昭和43年飯山市条例第40号）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第3項及び第4項の規定により、飯山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等について必要な事項を定めることを目的とする。

（議員報酬の額）

第2条 議会の議員の議員報酬の額は、別表に掲げるとおりとする。

（議員報酬の支給条件）

第3条 議会の議員の議員報酬は、その任期が開始する日から任期満了の日まで毎月支給する。

- 2 議長又は副議長となつた者及び再選挙、補欠選挙又は繰上補充により議員となつた者には、その日からそれぞれ議員報酬を支給する。
- 3 議長、副議長又は議員が、辞職し、失職し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した場合にはその日まで、死亡した場合にはその月までそれぞれ議員報酬を支給する。
- 4 前3項の規定により議員報酬を支給する場合（死亡に係る場合を除く。）であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

（議員報酬の支給日）

第4条 議員報酬の支給日は、一般職の職員の例による。

（費用弁償）

- 第5条 議会の議員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。
- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表に掲げるとおりとする。
 - 3 前項に定めるもののほか、議会の議員に支給する旅費については、常勤の特別職の職員に支給する旅費の例による。

（期末手当）

第6条 議会の議員で6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了（第3項において「任期満了等」という。）したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受け

る者を除く。)についても同様とする。

2 前項に規定する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては任期満了等の日現在）において受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額との合計額とする。

4 期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。

(別表) (第2条、第5条関係)

区分	報酬月額	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		県内	県外	
議長	328,000円	11,800円	13,100円	2,600円
副議長	281,000円			
議員	263,000円			